

愛知県の最低賃金

愛知県最低賃金は、令和5年10月1日から時間額 **1,027** 円に改正されました。

(現行 時間額 986 円から 41 円引き上げ)

県内の事業所で働くすべての労働者（常用・臨時・派遣・パートアルバイト等）に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

賃金が時間給以外で定められている場合（月給・日給等）、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額 1,027 円と比較します。

なお、問合せ先は、事業所を管轄する監督署にお尋ね頂きますようお願いいたします。

[最低賃金制度 \(saiteichingin.info\)](http://saiteichingin.info)